平成19年第2回蟹江町議会定例会会議録

招	集 年 月			日	平成19年6月13日(水)										
招	集	0)	場	所	蟹	江町谷	设場	議事	堂						
開	会 (開 議)	6月13日 午前9時00分宣告(第3日)										
					1番	松	本	正	美	2番	伊	藤	俊	_	
応					3番	山	田	邦	夫	4番	米	野	秀	雄	
					5番	髙	阪	康	彦	6番	林		英	子	
	招	r ;	議	員	7番	小	原	喜-	一郎	8番	中	村	英	子	
	111	l i	找		9番	黒	Ш	勝	好	10番	菊	地		久	
					11番	猪	俣	<u> </u>	郎	12番	大	原	龍	彦	
					13番	吉	田	正	昭	14番	Щ	田	乙	三	
					15番	伊	藤	正	昇	16番	奥	田	信	宏	
	応		議	員											
不		招													

	常	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎			
	行政改革推 進 室	室長	飯田 晴雄					
地方自治法第	総務部	部 長	坂井 正善	次 長 兼総務課長	加藤 恒弘			
121条の規	民 生 部	部 長	石原 敏男	次 長 兼福祉課長	斎 藤 仁			
定により説明		住民課長	犬飼 博初					
のため出席し	産業	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼土木課長	水野 久夫			
た者の職氏名	建設部	次 長 兼 都市計画 課 長	佐野 宗夫					
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	加賀 松利					
	消防本部	消防長	上田 正治					
	教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教 育課長兼 図書館長	伊藤芳樹			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局	局 長	松岡 英雄	書記	志治 正弘			
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)							

日程第1 一般質問

番号 質問者

質問事項

○議長 菊地 久君

おはようございます。

平成19年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

大河内水道部次長より、葬儀のため欠席したい旨の届け出がありましたので、許可をいた しました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

これより日程に入りますが、答弁される皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

日程第1 「一般質問」を行います。

発言の許可をいたします。

質問9番、小原喜一郎君の2問目、国民健康保険・介護保険制度の改善を許可いたします。 小原喜一郎君。

(7番議員登壇)

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、国民健康保険並びに介護保険制度の改善をという表題ですけれども、実は、これは 請願も提出させていただいておるわけでありますが、私は、できなくても、何度でも何でも、 これは何としてもやってもらわなければならぬという点で運動をしていかなくちゃならぬこ とだというふうに思いますし、全国の例でも、やはり声を上げなければだめと、こういうこ とのようですので継続してやってまいりたいと思うわけでありますが、本議会において、町 の方で本当にご理解をいただければありがたい話だと思って質問するわけでございます。

1問目の質問で申し上げましたように、政府は、年金制度、医療制度の大改悪、障害者自立支援法の創設で、障害者と施設経営者を生活苦と経営難に追い込みました。その上、今度は住民税の増税、所得税と住民税の定率減税の廃止、さらには老年者控除、公的年金等控除、高齢者の住民税非課税限度額の廃止など、住民の暮らしは極めて深刻な事態になっています。

実は、きょうも、先ほどいただいたんですけれども、3月現在の滞納者の数値を聞かせて もらおうと思ったらわからないということで、結局17年度の滞納世帯数ですけれども、蟹江 町では1,609世帯だそうですね。これはまさに深刻な事態の反映と言わざると得ないという ふうに思うわけでありますが、こうした中で、国保税が高くて払いたくても払えないという 声が上がっています。

この間、津島民商の皆さんと、国保・介護保険等の担当部長・課長との懇談といいますか、これは海部郡全部の役場を回ったようですので、要求というふうになるでしょう、キャラバンということでしょうか、そんなことで行われた席に私も同席させていただきました。そうした中で、会員の方から、国保税が高くて払えないので、役場の窓口に分割払いにできないかという相談に行ったら、「分割にしたら延滞金が高うつきますよ」と、こういうことで、確かに延滞金は4%以上ですから高いですよね。それで、一点張りで分割に応じていただくような、いや、そういうことについて積極的に相談に乗っていただけるような態度は全くなかったというようなお話がありました。

ここに私持ってきておるんですけれども、国保崩壊という本があります。これは、私、一通り読ませていただきました。ルポを集約した本でございますけれども、この中に似た例が載っておりますので、紹介してみたいと思います。

埼玉県岩槻でのことでございますが、同じ民商の会員ですが、不況で数年前から自動車解 体業の商売も厳しくなって商工ローンに頼るようになったと。多重債務で借金はあっと言う 間に300万円を突破して、アパートも引き払い、自分のところの工場の片隅で段ボールを敷 いて夫婦が寝泊まりする日々が続いた。当然国保税も払えないから、3年も前から滞納した ままで、保険証もありませんでした。佐藤ヨウコさん、これは仮名45歳ですけれども、今ま で出たことのない民商の学習会に初めて参加してみました。そして一度、役場と、みんなで 交渉してみようということになって、交渉にも参加してみた。そして自分の状況を訴えよう としても、涙で言葉が詰まってしまって声が出なかったと言うんですね。しようがないから、 民商の事務局長が、この方は商工ローンの多額の借金を抱えているので国保税が払えないん ですよと口添えをしていただいたそうで、役場の人はそれに答えて、「借金を払っているの だから、それを少し削って保険税に回してくれないですか」と言ったそうです。皆さんは唖 然として、あいた口がふさがらないような状況だったようでございます。佐藤さんは「国保 税だって払って医者にも行きたいんですよ。保険証なしで倒れるまで頑張ろうと思っていた のに、来なければよかった」とつくづく思ったそうです。でも、ふんまんやる方ないので、 もう一度だけ民商の学習会に参加してみようということで参加したところが、今度はみんな で減免申請しようじゃないか、思い切ってということになったそうで、自分も加わることに なったそうです。申請するとみんな却下されてしまった。またみんなでもって、なぜ却下し てしまったのか一人一人理由を尋ねにいくと、若い女性職員が「みんなそうなんですよ。も っと大変な人にも保険税払ってもらっていますから」と言ったそうです。それですごすごと 帰ってきたわけですけれども、ところが、ある日、市当局から、保険証が郵送されてきたそ うです。資格証明書でもないし、短期保険証でもない、正規の保険証が送られてきたそうで

ございます。早速、ご主人がかねてから肺がおかしかったということでお医者に行ったそうですけれども、そのことから、きっかけに2,000円ずつ分割で払うようになり、今日では業績も少しよくなって、滞納しておった保険税全部払ってしまったそうでございます。

こんな例があるわけでありますけれども、蟹江町でいいますと、私、前に申し上げましたですね。短期保険証すら取りに来るのが後ろめたくて、役場に来れずに我慢して、一生懸命に頑張っておったお母さん。お父さんを亡くして、お父さんは無年金だと思ったから遺族年金もなかった。4万円の家賃を払うで手いっぱいで暮らしがやっとと。だから、お医者にも行かずに我慢して高血圧をですね、薬局で少し買っては過ごしておったということだったそうですけれども、ついに脳内出血で亡くなりました。「役場に殺されたようなものです」、これは直接、お嬢さんがおっしゃることですので、私が言っていることじゃありませんが、役場に殺されたようなもんだと言って泣いて訴えられました。こんなことを、私、前の一般質問でご紹介申し上げたというふう思うわけであります。

もう一つの例を申し上げますと、ちょうど10万5,000円くらいの年金の、これも前に申し上げたと思うんですね。私と同い年の男性ですけれども、最近、税金が来るようになった、介護保険料も出るようになった。これがまた今まで計画しておった生活のやりくりから余分に出るようになってしまって困っちゃったと。何とか、ほんのちょっとでも、アルバイトでも何でもいいと。働いて、70になったって使ってくれるところ、半らないもので、ちょっとでもいいから紹介してくれぬだろうかと。税金分だけでも稼げればいいと、こう言って相談に見えたわけであります。そういう実態ですね。

今度、14日に会う人、海部事務所から来ていただくことになっている女性は、今まで一生懸命頑張って、やっと年金が取れるようになったけれども、しかし、それでも7万円ちょっとだと。とても、2万円のアパートだけれども、それでもやっていけないと。介護保険料が来たんですよと、こう言って、きのうも訴えてきたんですけれども、そういう状況で、その人は何としても生活保護に切りかえなければならぬのかなと、私も判断してこの14日に来ていただくことになっているわけでありますけれども、こういった方々はまさに深刻であります。これが、先ほど言いましたように1,609世帯、滞納してみえて、保険証を取りに来ていない世帯が120世帯だそうですね。この120世帯の中には、今私が申し上げた埼玉県の例、それは自分の工場の片隅に、アパート引き払って、段ボール敷いて夫婦で暮らすなんていうのは、そんな状況の人があるかどうかわかりませんけれども、しかし、それに近い方々も、まず間違いなしに入っているだろうと私は思うんですよ。

そういう点で、何としても、この議会は、地方自治体といえども打開しなければならぬ責務を持っていると私は思います。多くの皆さん、思っていると思います。ですから、それは過半数とは言いませんよ、多くの自治体でこのことに真正面から取り組んでいるところがどんどんと出てきました。海部郡でも幾つか出てきていますね。そういう状況があるものだか

ら、あえて、どうしても議会で何遍も言っても聞いてくれないから、今度は住民の皆さんと、住民の皆さんのパワーを侮ってはいけませんよ。私はわずか一人だけれども、議長、知ってみえるけれども、古い話ですから、これは蟹江町の民間の保育園だったのを住民パワーで全員が蟹江町入りしましたよね。これは、言い出したのは私ですけれども、最後、実現したのは住民パワーですよ。蟹江小学校、中学校の2つのマンモスを解消したのも住民パワーですよ、PTAの皆さんのお力をおかりしてですね。あるいは、セロハン公害をなくすことができたのも住民パワーですよ。住民の皆さんが怒ったら大変ですよ。侮ってはいけない。私一人の言い出しっぺが、そういうふうになっていくんだからということを肝に銘じて聞いておいていただきたいと思うんです。そういう歴史もあるということですね。

そこで、私は伺いたいわけでありますが、国保会計への一般会計からの繰り出しですね。これは一体どういう考えからで出しているものなのかですね。全国、これはまさに圧倒的過半数の自治体が繰り出しをやっています。繰り出しの考え方ですね、基本的にどうなのかということをきちっと位置づけて、この繰り出しはやるべきだと、当局の責任はそういうものだと思うんです。どういう考えのもとに繰り出しをしているのか。そして、1億5,000万円を8,000万円に引き下げてしまったのはどういう考え方によるものなのかということをぜひ聞かせていただきたいと思うんです。私は、国保税を考えた場合に、繰り出しというのは蟹江町として判断をして、憲法第25条に保障された、文化的な最低限度の生活を保障するという点で、国保税がそれを脅かすようなことになってはならないという、そういう立場から一定の水準に国保税をとどめようということで一般会計からの援助をするのではないかなと、こういうふうに私は思っているわけでありますけれども、当局はどういうふうにお考えになっていらっしゃるんでしょうか、承りたいと思うのであります。

質問の2つ目でございます。これは、少なくとも、今まで1億5,000万円の繰り出しをしていた当時に考えを戻してみて、国保税を引き下げて、高くて払えない国保税の現状打開を図れないかということですね。何せ1,600件というと、国保の組合員の何%になるんでしょうかということを思うと、まさに深刻な事態ですから、この本じゃありませんが、国保崩壊ですよ、まさに。そういう事態だということを、本当に直視していただきたいと思うのであります。

それで、資料を私提出したんですね。1、2号でもごらんになっていただくといいと思うんですけれども、ニートやフリーターやアルバイト、派遣社員のこの人々の賃金水準を見ていただきたいわけですね。本当に大変になっているんです。今やアルバイトやパートや派遣社員というのは、十七、八から二十前後の若い人たちじゃないんですよ。こういう皆さんが30を超え、40を超えている人、この間、私が相談に乗った人は53でした。こういう方々が派遣社員、パート、アルバイトなんですよ。重い国保税をかけられたときに、まさにこれは大変なんですね。派遣社員の方は、ある日突然首を切られて、簡単ですよね、「あしたから来

てくれるな」で終わりですから。それで困っちゃって、あれなんですよ、しようがないから、 国の職業訓練所に行って、ちょっと半年間、そこで何とか暮らしを維持して、その間に次の 就職を探して何とかしようということで、必死で今頑張っているんですよ。そういうところ までも、今までの収入によって国保税、介護保険料が来るという、こういう実態が生まれて いるんですよね。

だから、私は、そういう状況を考えたときに、少なくとも良心を持っている皆さんでしたら、自分たちはなるほど、自分たちが掛けている健康保険は平等割、均等割だとか資産割だとか、あれは聞きませんね。この方々はとにかく均等割、平等割もぼんと掛けられるわけですから、自分たちは立場が違うからすそ野の話というような立場じゃないと思うんですよ、役場の職員のみなさんは。住民の暮らしのことを真剣に考えていただかなければならない責務を持っていらっしゃると思うんです。その点に照らしてみて、その点をどうお考えなのか、承りたいと思うものであります。

3番目でございますが、とりわけ昨年の税制改革で課税最低限度が引き下げられて、実収入が生活水準を下回る、今申し上げたように、人々にまで国保税が課せられるようになりました。例えば、ひとり暮らしで、実収入でこれは先ほど申し上げた10万5,000円の方の例でありますので省きます。つまり年金暮らしの65歳以上の高齢者の場合、前年の所得金額、年金収入から公的年金等控除を引いた額が125万円以下であれば課税されないということになっていたんですね。しかし、05年度からの税制改革で、この非課税限度額を若年層と同様に91万円に、夫婦世帯の均等割、単身世帯は均等割と所得割ともに35万円以下にされてしまったんですね。これはいずれも1級地の例でございますけれども、蟹江町は3級地ですので多少変わりますけれども引き下げになってしまいました。ですから、本当に生活に困っていらっしゃる皆さんにも税金が出るようになってしまったのであります。この課税が昨年から実施され、この3年間で段階的に実施されることになっておりましたので、ことしは2年目でございます。この結果は、生活保護を受けられなくて税金が課せられるようになったので、この結果が、この辺のところをどうしても見る必要があるのではないかということですね。

その上、生活保護では医療費は支給されていますけれども、この皆さんは医療費も自分持ちですね。だから、生活保護水準どころじゃないんです。生活保護の水準と同等くらいなら、まだ話はわかるんですけれども、生活保護水準以下なんですよ。つまり医療費も自分持ちだということも含めて、これは、10万5,000円の男性の方は持病があって津島市民病院に定期的に通っているんですけれども、これ、余分なんですね。だから、その分も含めて、何とか稼ぎ出さなければならぬけれども、72歳になるわけですから、なかなか仕事がないわけで、という問題があるわけであります。その点で、こういった方々、少なくとも生活保護基準よりも現実に下回る皆さん、この皆さんの税は、国民健康保険法の中にもきちっとその制度があるじゃないですか。蟹江町がそれを選択して、やるかやらないかというだけのことなんで

すから、これはひとつ目を開いて、思い切ってやることが大事じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。ぜひ真剣になって検討していただきたいと思うんです。

あるいは、そういった方々がどのくらいあるだろうかということを調査してみていただくこということも、私は、調査すらしないなんて、「今の小原が言っている実態って本当なのか。一遍調査してみよう」と、こういうことすらやらないなんていうのは、私は全く非人道的だと思いますよ。私は、少なくとも、そのくらいのことはやるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。先ほどの岩槻市の例ですけれども、そういう分割払いになって話ができて、担当の職員の皆さんが訪ねてきたそうです。それで、まだ段ボールを敷いて寝泊まりしているのを見て唖然としたそうです。「これはひどい」、絶句したそうです。そういう現場の実態を見ていただく必要がある、どう思いますか、私はそう思うんですよ。

次、4番目であります。その意味で、私は4番目に挙げておるのは、そういう皆さんへの税の免除ですね。ひどい人には免除してあげる。いや、お年寄りの人なんかでいいますと、わずか国民年金五、六万円でも、必死で頑張って生活保護の申請せずにおる人もおるんですよ。こんな人たちなんかは免除してあげる必要があるのではないかなということを思いますね。必死で頑張っていらっしゃるんですよ。女の方が多いんですね。生活保護どうですかと言うと、「いや、私はお上のご厄介になるなんていうこと恥ずかしいで、待ってちょう」とおっしゃるんですわ。そういう方もおるんですけれども、こういうところは免除、そして、少なくとも生活保護水準程度以下の皆さんには免除していただいて、それよりちょっと上の皆さんだって医療費がかさみますから大変ですので、この辺のところを例えば減額と、こんなふうにしたらいいのではないかなということを、ぜひ研究していただきたいし、実施していただきたいわけであります。早急にこれは、ひょっとすれば自殺者も出るのではないかと。全国では出ていますね、自殺者が。そういう状況になっているというようなもんです。ぜひ検討をお願いしたいなと思うわけであります。

最後でありますけれども、介護保険料も同じですね。連動して介護保険料も出るようになるわけでございますので、これも生活を圧迫します。ですから、介護保険料の免除・減額制度をぜひお願いしたいということを申し上げて、終わります。

(7番議員降壇)

○議長 菊地 久君

小原議員、4番は、保険証の交付をできないかということになっていますが、これはいいんですか、あなたの通知の中は。よろしければ結構でございますが。

○7番 小原喜一郎君

一通り全部、4番も含めて申し上げたと思いますが。

○議長 菊地 久君

わかりました。終わります。

石原民生部長。

○民生部長 石原敏男君

それでは、私の方からご答弁させていただきます。

最初の第1問目の国保会計への一般会計からの繰出金の考えでありますけれども、これについては、繰り入れした当時からの明文化された文書がございませんので、今回ご質問いただき、それぞれ内部的に調整した結果の答弁ということになりますので、今の考えということになりますのでよろしくお願いしたいと思います。

特に私から言うまでもなく、国民健康保険事業は特別会計であり、特別会計の運営は独立 採算で運営するものとされております。国民健康保険の被保険者は、他の健康保険に加入で きない被保険者であり、老人や低所得者の方も多く、国保財政の運営が保険税や国・県の補 助金、交付金のみで運営すると税の負担が高くなるため、国民健康保険税の税率を低く抑制 する目的で一般会計から繰り出しをしておるものでございます。

2点目の1億5,000万円の繰り出しの減額をもとに戻せないかという考えでございますけれども、これにつきましては、一般会計からの繰入金の経緯につきましては、平成9年度は1億円、平成10年度は、平成9年度の税率改正を行ったが医療費が増額したために、前年度より2,000万円多い1億2,000万円でありました。平成11年度は、医療費や老人保健の拠出金が増額し基金の積み立ても乏しくなり、国保財政が厳しい状況であったので増額していただいたと思っております。なお、不足が生じた場合、本来税率の改正で補うところでありますが、低所得者層の負担を考慮して前年度より3,000万円多い1億5,000万円の繰り入れが行われたわけでございます。

この金額は平成15年度まで続き、この間には、平成13年度には基金への1億5,000万円の積み立て、平成15年度の繰越金が3億4,000万円と見込まれるため、平成16年度の繰入金につきましては1億3,500万円となったわけであります。また、平成16年度の繰越金が前年度同様の見込みで、町の財政も厳しい状況にあり、その中で国保財政と一般会計予算とのバランスを考慮して、平成17年度以降は8,000万円の繰り入れとなっております。現在も平成9年度に税制改正してから保険税等の改正をしていなく、ほぼ医療関係につきましては保険料の値上げ等もせずに運営ができるために、現在このような8,000万円という繰入金になっておりますので、まだ当分の間これが続くというふうには考えております。

それから次に、3点目でありますけれども、減免制度については、国民健康保険税の税条例第15条で「国保税の減免」ということの規定がありますが、これにつきましては数字等で具体的に示された規則等がないため、近隣の市町村の状況や動向を視野に入れながら、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

また、これにつきましては、国保だけでは実施することができないため、それぞれ町税また1号被保険者の介護保険の方との調整も必要かというふうに考えております。

次に、4点目でありますけれども、収入の少ない人のためにということの保険証の交付の 関係であります。これは、冒頭の方で若干触れられて、質問の中で余りはっきりされたとこ ろはなかったんですけれども、短期保険証を発行するには、国民健康保険制度は被保険者全 体の相互扶助で成り立つ制度で、その財源となる税の確保は制度を維持していく上で重要な ことであり、被保険者間の負担の公平を図るという観点からも極めて重要であると考えてお りますので、1年以上の滞納者の方につきましては、本来は資格証明書を交付するところで ありますけれども、蟹江町においては短期保険証を交付しているということで、このような 措置についてもご理解をいただきたいと思っております。

それから、実収入が生活保護を下回るということで5点目でありますけれども、これにつきましては、それぞれの、ちょっと答弁長くなりますけれども、生活保護は、生活に困難を来している方の、その利用し得るすべての資産、能力、その他を生活維持のために活用することが要件とされ、民法に定める扶養義務者の扶養、また、他の法律に定める扶助を優先して活用した後に行うとされております。

また、保護実施については、申請によることと基準の適用、必要な保護実施、世帯単位といった原則があります。保護の内容は、生活扶助、教育扶助を初め8種類の扶助があり、先ほどの憲法第9条に定める「必要な扶助」を行うものであります。

また、保護の実態でありますが、まず、その居住地での分類でありますが、蟹江町においては3級地の1に分類され、その中で個人的費用としての世帯構成者の年齢によっての費用及びその他世帯全体としての費用のほかに、その世帯員の置かれた状況に応じ各種加算があるわけであります。

そこで、ご質問のことでございますが、このような極めて個別な、しかもその資産・能力等の活用が条件とされていることなどを勘案せずに、名目上の収入だけを取り上げて保護基準以下と断じてしまうには、いささか無理があると思っております。

現状ですが、保険料、利用料とも生活保護基準を上回っているが軽減しなければ保護基準を下回る方が2名あり、利用料に関しては2名ということで、合計4名の方が適用になっております。このことについては、町の介護保険制度では保険料、利用料とも、議員のご指摘の制度がありますので、今後はその周知の広報等に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 菊地 久君 小原喜一郎君。

○7番 小原喜一郎君

何か整合性のない答弁をいただきましたんですけれども、生活保護制度はね、民生部長、 現実は65歳以下の人だと、どんな要件になっていようが認めないですよ。働けるような体力 さえあれば、絶対認めないですよ。

(「そんなことはないですよ」の声あり)

いや、そうですよ。私は現実に、ことし、10人以上ですわ。この14日もそうなんですよ。 65歳以下で、一定の元気な人は絶対認めない、そういう状況ですよ。しかし、本当に困っち ゃっていることは現実に見えて、あすの命が危ないと言われる状況だと譲歩するでしょうね、 そういうふうな状況になれば。

私は、この間、選挙の真っ最中に若い方が見えたとき、働く意思がないように見えました。 就職口を幾つか持っていって紹介しても、見ようとしない状況でした。こういう方々は、確 かにそれはあかんよと言いたいですけれども、必死なんですよ。65を超えると、ないですわ、 なかなか、一生懸命探すけれども。しようがない、私は前にもちょっと申し上げたと思うん ですけれども、思い切って申請しよまいと、海部事務所でも引っ張り出さないというふうに やったんです、来たんです。そうしたら、ハローワークから就職口を持ってきてくれました。 しめたと思ったんです。あそこへ入らせてもらって、社会保険もつけていただいて、ありが たかったです。ですから、年金の受給資格も、そのおかげで取れましてということもあるん ですけれども、絶対なかなか認めないですよ。だから、その皆さん、それでも必死で頑張る んですよ。例えば、遺族年金や年金収入が9万円前後で、とても生活、これも生活保護にし てもいいんですけれども、65歳以下だとだめなものだから頑張るんですよ。頑張るんですけ れども、頑張っているんですけれども、そこへ税金が出てきたものですからね。国保税も介 護保険料も出てきたものですから、これが大変になってしまうという、「おぼれる者、わら をもつかむ」で、これは大変で、何とかならぬかと、こういうことですよ。その辺のところ に目を向けていただくこと、町長さんも全く冷たい態度、先ほどから何かおっしゃっていま すけれども、この辺は見ていただく必要があると思うんですが、どうですか、町長さん。よ く首を横に振っていらっしゃいますね。これは、まさに私は憲法第25条に触れる、極めて重 要な人権的な問題だと思うんです。できたら、町長に答えていただきたいと思うんです。

この制度、だからこそ、弥富市でも、今、愛西市でも津島市でも、こたえようとしている じゃないですか。そういう状況があるわけで、そこには目を向けるべきではないかなと。行 革、行革で一生懸命、そんなところに全く目を向けないなんていうことで、そんなことが風 聞として出るようでは、町長あなたの、いわゆるお考えが「人権までもわからない人」と、 こうなってしまいますよ。そういうふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、言い忘れたのは保険証ですね。保険証は、岩槻市の例は、たまたま岩槻市は、 これはいかぬと。このままいったら集団訴訟になるなと判断したから、そういうふうに踏み 切ったようですね。ですから、そういうことの中で岩槻市は正常な保険証を交付したんです けれども、そういう点で、正常な保険証を交付していただくことが、恥ずかしくて敷居が高 くで行けないという皆さんも含めて助けることになるんですよ。ですから、その意味でいう と、罰則だ、罰則だという罰則ばかりでなくて、行政は管理じゃありませんからね。人々の管理じゃありませんから、自治体というのは。そういう点でいうと、こだわらずに正規の保険証を出していただくわけにいかぬだろうかということを申し上げておきますけれども、伺いたいと思います。

- ○議長 菊地 久君 横江町長。
- ○町長 横江淳一君

それでは、答弁させていただきます。

私と私の身内の名誉のためにも言いますが、私は、人権を無視したような態度をとった覚えはありません。先ほど来、非常に不愉快な発言がありましたが、また後でゆっくり話をさせていただきますけれども、まず一つ、小原さん、30年以上議員をやってみえて、大変人権の問題、議会の問題、議員の問題の資質も十分兼ね備えておみえになる方が、先ほど来の生保のことで、ちょっと間違った見解を述べられましたのであえて申し上げますが、私の知り合いも65歳以下で生活保護を受けている者がおります。これは、調べてください。まずそれは間違いだと思いますから、現実にそういう相談に来てみえる方がたくさんあります。ただし、働く意欲のある方、これは当然働いていただかなければいけない。そういうことについてのアドバイスはしておりますが、医者の証明があったり等々についての方については生活保護の対象になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

あとそれと、確かに生活保護以下の方で、これは大変なんだという方はたくさんおみえになると私は思います。先ほど来1,600件だと言いますが、その方がすべてだと私は思っておりません、滞納している方。ただ、そんな中で、本当に困窮してみえる方がおるんでしたら、これは個人情報であります。先ほど来調査をしてくださいと言いますが、これは、調査を我々行政がするというのは非常に危険があると思います。それよりも、小原さんも含めて、そういう方がお見えになられましたら、積極的に窓口へ連れてきていただいて、そういう状況で説明していただければ、これはやれるものなのか、それとも別な方法がとれるものなのか、そんな相談ができるやに私は思いますが、ご理解を賜りたいと思います。

あと、もう一つでありますけれども、先ほど来部長が答弁をいたしました国保会計への一般会計の繰り出しの基本的な考え方を私は申し上げたいと思います。確かに、先ほど言いました国保税というのは所得の低い方も老人の方も、今、加入しておみえになります。ご存じのように20年から後期高齢者が始まります。そうするとごっそり、75歳以上の方がそちらの方に入られてしまいます。そうすると国保の収入、収納率も、恐らく数%下がるんじゃないか、そんな危惧をいたしておるわけであります。そんな中で、特別会計を健全に運営していこうと思えば、ぎりぎりいっぱいの調整をしなければいけない。そこの中で、今8,000万円が繰り入れされているというのはご存じのとおりでありますが、それを1億5,000万に戻せ

というのは、いささかちょっと無理があるのではないのかなと。といいますのも、1億 5,000万円の基金があります、2億6,000万円の繰り越しがあるのもわかってはおりますが、 国保の運営というのは必ずきちっと統計が出ているわけではありません。例えば、天災的な ものがあって疫病がはやったり、インフルエンザがはやったり、これから数年、60歳以上の 例えば退職者が出て、国保に切りかえられた方が急に病気になったり、これは考えられるこ とであります。そんなときの繰越金、準備金として、ある程度の貯蓄は持っていなければい けない、これが独立採算の考え方であります。現に、小原議員は、下水道で言われたじゃな いですか、「一般会計から入れることはない、これはやればいいのだ」。我々は一般会計か らの繰り入れをしたくないんです、そのために基金を積んで独立独歩でやりたい、これは、 きのう部長が答弁したとおりであります。特別会計というのは独立独歩、独立採算が基本的 な考え方であります。しかし、それで支障があるようでしたら、皆さんのご理解を得て、法 の範囲で繰り入れをする、一般会計からの繰り出しをする、これが私の基本的な考えであり ますのでご理解をいただきたいと思いますし、弱者に対しての気持ちが変わっているわけで はありません。決して冷たい首長であるとは私自身思っておりませんので、何とぞご理解を 賜りたいと思いますし、皆様方の出されるいろいろな新聞等々についても絶えず目を通して いるところであります。まずわかって質問してみえると思いますので、ご理解を賜りたいと 思います。

以上です。

- ○議長 菊地 久君 小原喜一郎君。
- ○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎であります。

私の不謹慎な発言と言いますけれども、そうじゃありませんよ。人道的、第25条に触れる 内容の実態を申し上げました。このことについて首を振っておるようでは、それはやっぱり 人道的に物のわからない首長だと思われても仕方がありませんよ。もう一度繰り返します。 現実に10万円以下の収入で、生活保護を受けられずに、いや、受けずにおる人が現実におる んです。自分の意思の人もあります。あるいは知らずにみえる人もおります。現におるんで す。こういう人たちに税金が来るんですよ。そういう皆さんが困っていらっしゃるのを、目 をつぶって通ってしまうようなことでは、これは自治体だという立場はない、自治体ではな いと私は思うんです。

さらに、先ほどの生活保護の問題を申し上げます。最近は間違いなく……

○議長 菊地 久君

小原喜一郎君、あと1分でございますので。

○7番 小原喜一郎君

間違いなしに、海部事務所は、ぴんぴんしておって65歳以下だと絶対認めませんよ。だから、医者の診断書があればなと私は言うんですけれども、だめですよ、なければ。それは、もしあった例があったら昔の話でしょう、最近は違いますから。

それから同時に、「小原さん、いつでも窓口に来てください」、行くけれども、今度新しい補佐は、私が持って行った話を受け付けませんよ。「民生委員を通せ」と、こう言いますわ。前はそうじゃありませんでしたが、今度かわりました。私は毎日そのことをやっているわけですから、わかっておって言ってわけですからね。知らない町長ができちゃうと、これこそ、くじ運かね。しかし、現実の状況はそういうふうになっていますので、ぜひその辺は是正していただきたいと思いますし、考え方は、そういう考え方で申し上げていますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長 菊地 久君

以上で、小原喜一郎君の2問目の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。

(午前 9時43分)